

インフレ時代の再エネ支援策

ー 洋上風力発電事業を中心に ー

京都大学公共政策大学院教授 諸富 徹

1. インフレで困難を増す洋上風力事業

第7次エネルギー基本計画で政府は、2040年度に再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）による発電の比率を4～5割に高めることを謳っている。2024年度は約23.1%だったので、あと15年足らずのうちに再エネをほぼ倍増させる必要がある。

しかも、これまでの再エネの増加は太陽光発電に牽引されてきた。風力発電は40年度目標が8～9%のところ、24年度に1.2%を占めるに過ぎなかったため、約7倍に拡大する必要がある。洋上風力発電に限れば、困難はさらに増す。図-1に示されるように26年3月末時点の導入量0.5GW（ギガワット）から、2030年度には5.7GWへ約11倍の拡大という跳躍を成し遂げねば、目標は実現できない。これは、現在計画されている洋上風力事業の案件のうち、97%が30年度までに運転開始しないと実現できない水準である。

ただでさえ難しい目標達成を、さらに困難にしているのが2023年ごろから本格化したインフレである。そこで本稿は、インフレが再エネ事業にもたらす影響と、

それを踏まえた「インフレ時代の再エネ支援策」について論じることしたい。

2. 再エネに吹き付ける逆風～インフレの影響

コロナ禍が収まり始めた2023年度以降、世界中ですでに吹き荒れていたインフレに日本も襲われることになった。諸物価が上昇して建設費が高騰、再エネ事業もその影響を大きく受けた。

最大の衝撃は、再エネ海域利用法の事業者公募第1ラウンドで、3プロジェクト（①千葉銚子沖、②秋田能代、三種男鹿および男鹿市沖、③秋田由利本荘沖）すべてを落札していた三菱商事コンソーシアム（以下、単に「三菱商事」）が2025年8月27日、インフレ等の事業環境悪化を受け、すべての案件から撤退を表明した事件である。

再エネ海域利用法は、2019年4月に施行された法律である。選定された事業者には最長30年間の海域占用を認めることで、事業者には長期間安定して海域を利用しつつ事業を行う権利が付与される。国が選定した海域で地元合意が形成されれば、「促進区域」に指定されて事業者が公募される（図-2）。選定された事業者には「海域占用許可」が与えられる

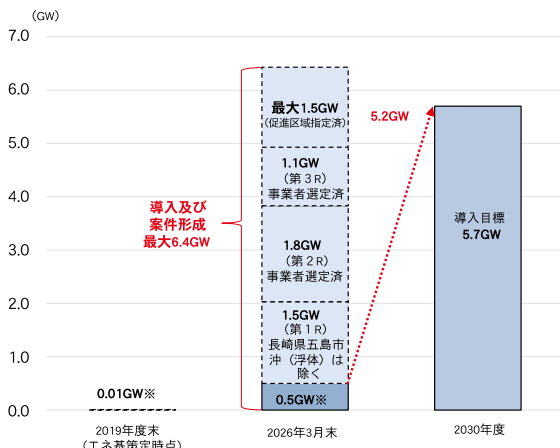
ので、風車をはじめとする関連設備・インフラの建設を進め、完成後にそれらを運転して売電し、収益を上げる。

事業者公募の第1ラウンドは再エネ海域利用法上、最初の案件であり、これに挫折すればそれに続く第2・第3ラウンド事業、そして、これから公募が行われる第4ラウンド事業にも悪影響を及ぼすことは必至である。

3. 「洋上風力発電事業を完遂させる」政策

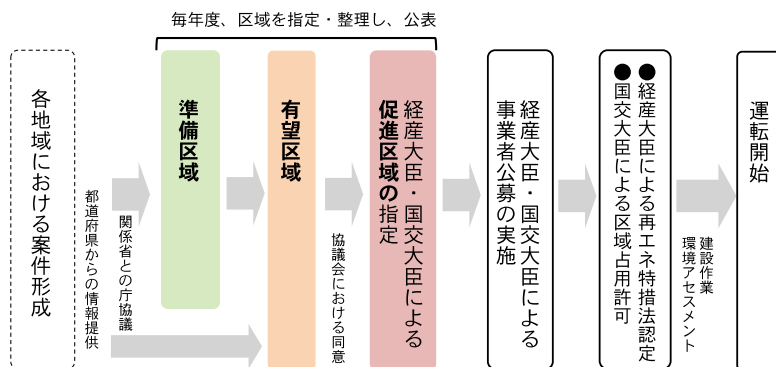
政府も三菱商事撤退に衝撃を受けた。そこで今後、同様の問題が起きて日本の洋上風力開発事業そのものが座礁してしまわないよう、こうした事態に至った要因を分析するとともに、支援策の見直しに着手した。

その結果、2025年度末にかけて経済産業省と国土交通省の合同会議（総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会と洋上風力促進ワーキンググループ交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会による合同会議）で検討されてきた結果が取りまとめられ、洋上風力事業を完遂させる一連の政策が次々と



資料：資源エネルギー庁(2026)

図-1 洋上風力導入の現況と目標



資料：資源エネルギー庁(2025)

図-2 再エネ海域利用法のプロセス

打ち出された。

長らくデフレ下にあった日本では、名目の金額で決められた支援額がインフレの下で実質的に切り下げられ、その結果、採算性が悪化して事業が頓挫するリスクについて、無頓着であったと言えよう。政府が取りまとめた新たな支援策は、インフレ時代の再エネ支援策のあり方を検討する上で貴重な教訓を含んでいる。

4. なぜ、三菱商事コンソーシアムは撤退したのか

インフレによるコスト増が事業の採算性を悪化させ、三菱商事を撤退させたわけだが、そもそも公募ルールが価格重視だったという問題もある。落札しても採算ぎりぎりです事業者がインフレへの耐性を持てなかったことが大きい。

政府は第1ラウンドの公募にあたって、入札上限価格を29円/kWhに定めていた。ところが、三菱商事の落札価格は下記の通り、それをはるかに下回ってその約4～6割の水準という衝撃的な低さだった。

①千葉銚子沖：16.49円/kWh

②秋田能代、三種男鹿および男鹿市沖：13.26円/kWh

③秋田由利本荘沖：11.99円/kWh

29円/kWhの上限価格は、政府が欧州の実情に基づいて洋上風力発電の「均等化発電原価(LCOE)」として算出したものである。この半額程度で事業が成り立つという提案は、よほど画期的なビジネスモデルでもない限り、きわめて困難ではないかと考える。当時、25円/kWhで「採算ラインぎりぎり」と言われていた。その後のインフレで、コスト上昇を吸収できなくなった一端は、「低すぎる落札価格」にもあったのではないかと推察される。

5. 「極めて低い価格」での入札を促す公募の評価基準

政府の公募の仕組みにも問題があった。公募の評価基準は価格競争力120点、事業実現性120点という配点になっており、価格競争力がきわめて重視されていた。地元にも早くから入って調査と地域合意形成を積み重ね、採算性をふまえた現実的な価格で入札した事業者は、選ばれなかった。入札制度は、採算度外視の低価格で入札することを排除する下限価格を備えていなかった。

第1ラウンドの結果は、「価格が最重要視される」との認識を関係者に持たせ、

表－1 洋上風力発電の事業公募における上限価格および落札(供給)価格

	海域名	出力	供給上限価格	供給価格
第1R	秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖	49.4万kW	29円/kWh	13.26円/kWh
	秋田県由利本荘市沖	84.5万kW	29円/kWh	11.99円/kWh
	千葉県銚子市沖	40.3万kW	29円/kWh	16.49円/kWh
第2R	秋田県八峰町及び能代市沖	37.5万kW	19円/kWh	3円/kWh
	秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖	31.5万kW	19円/kWh	3円/kWh
	新潟県村上市及び胎内市沖	68.4万kW	19円/kWh	3円/kWh
	長崎県西海市江島沖	42.0万kW	29円/kWh	22.18円/kWh
第3R	青森県沖日本海(南側)	61.5万kW	18円/kWh	3円/kWh
	山形県遊佐町沖	45.0万kW	18円/kWh	3円/kWh

資料：資源エネルギー庁(2025)

第2ラウンド以降の入札者の行動に影響を与えた。表－1に示すように、第1ラウンドの結果を受けて政府は、第2ラウンドの上限価格を一挙に19円/kWh(第3ラウンドは18円/kWh)に引き下げたが、これはさらなる価格競争への号砲となった。

価格による評価は評価軸が単一でシンプルなので、低ければ低いほど評価が高まるという関係が見えやすい。結果、第2・第3ラウンドでは長崎県西海市江島沖のケースを除いてすべて、落札価格が3円/kWhという極端な低水準になった。これは政府による支援を「放棄します」と言っているに等しい(ゆえに「ゼロプレミアム」と呼ばれる)。採算は、再エネ価値を評価する需要家を見つけて相対供給契約を結び、市場価格より高めに売ることによって確保する。しかしこのシナリオも、インフレで崩壊してしまった。第2・第3ラウンドの落札事業者たちは現在、三菱商事のように撤退こそしないものの赤字は必至で、「進むも地獄、退くも地獄」の状態に置かれているはずである。

このように、政府の評価基準が価格競争力を重視し過ぎて入札者が過度な価格競争に追い込まれた結果、落札価格はぎりぎり採算がとれる水準にまで落ち込んだ。そのわずかな利益さえ、インフレで吹き飛んでしまった。

6. 求められる「インフレ時代の再エネ支援策」

落札価格で決定される事業者への支援額は名目値で固定されるため、インフレでコストが上昇すると採算割れを引き起こしやすい。洋上風力事業は海域の占用期間が30年と長期に及ぶため、物価上

昇率と技術進歩によるコスト削減率の両面を考慮して支援額を柔軟に調整する措置があってもよい。

当面、三菱商事の撤退を受けて政府に求められたのは、次の3点であった。

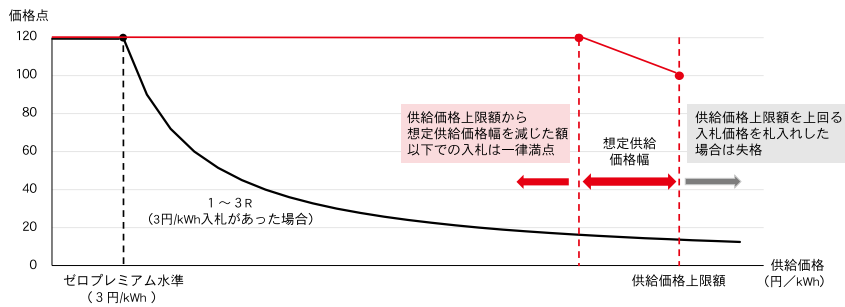
(1) 赤字必至の第2・第3ラウンドの落札事業者への追加支援策

(2) 三菱商事撤退後の第1ラウンドの再公募、および第4ラウンドの公募

(1) について手が打たれなければ、三菱商事に続いて撤退事業者が相次ぐだろう。これを防ぐには、長期採算見通しを保証する追加収入の確保が必要である。もっとも有力なのは、電力市場において発電容量(発電能力[capacity])への投資を政府が公募し、落札事業者が20年間にわたって支援を受けることのできる「脱炭素電源オークション(容量市場の1つ)」に参加することである。これは、巨額の初期投資が必要な脱炭素電源(再エネ、蓄電池、水素・アンモニア、対策のとられた火力、原子力など)に対し、20年間の固定収入を保証することで、民間投資を強力に後押しする仕組みである。

このオークションは、政府から固定価格買取制度(FIT)やフィードイン・プレミアム(FIP)などの支援措置による収入を得ていないことが参加要件になっている。だが、第2・第3ラウンドの落札事業者はゼロプレミアムで落札しており、国の支援が実質的にない状態だ。実際、政府は落札事業者に長期脱炭素電源オークションへの参加を認める方針を打ち出した。

他に、海域占用期間を現行の30年から40年に延長したり、政府が費用を負担して地質・海象データを事業者を提供



図ー3 公募制度における価格点の新旧基準

第2・3R公募		第4R以降公募	
事業実施能力 (80点) 地域調整、波及効果 (40点)	事業実施の迅速性	20点	事業実施の迅速性
	事業計画の基盤面	20点	事業計画の基盤面
	事業計画の実行面	20点	事業計画の実行面
	電力安定供給	20点	電力安定供給・サプライチェーン形成
	関係行政機関の長等との調整能力	10点	関係行政機関の長等との調整能力
	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点	周辺航路、漁業等との協調・共生
	地域への経済波及効果	10点	地域への経済波及効果
		10点	国内への経済波及効果
		10点	国内への経済波及効果

図ー4 事業実現性に関する評価点の見直し

することで、事業採算性を引き上げる方針も打ち出された。総じてこれら一連の対策は、第2・第3ラウンドの落札事業者の採算見通しを好転させ、彼らの撤退を防ぐ有効な措置となるだろう。

次に、(2)についてもっとも重要なのは、公募制度における価格重視の見直しである。政府はこの点で、次のような見直し方針を打ち出している(資源エネルギー庁「洋上風力発電について」2026年1月)。

第1の変更点は、公募制度における価格点の大幅な見直しである。図ー3には、黒の実線で第1～第3ラウンドにおける供給価格と価格点の関係、赤の実線で新たな公募における供給価格と価格点の関係が描かれている。

黒の実線では、ゼロプレミアム水準なら最高点(120点)を獲得でき、それよりも価格が高くなるにつれて価格点が下がるよう設定されている。これに対して赤の実線では、2つの点線の垂線が示されており、右側が供給価格上限額、左側が実質的な供給価格下限額となっている。供給価格下限額よりいくら低い価格を提示しても、120点の価格点は変わらない

ように設定されている。これは、価格引き下げ競争に陥らないようにするための歯止めである。下限額から上限額に向けては価格点が120点から100点へと直線的に下がるよう設定されている。しかし、わずか20点の幅であり、激烈な価格引き下げ競争に対する一定の抑止効果をもつと期待される。

第2の変更点は、事業の実現性に関する評価点の見直しである。三菱商事撤退の要因分析に基づいて、国内サプライチェーンの構築が十分でなかったとの反省から、過度な迅速性を要求すると実現性の乏しい事業計画が提出される可能性があるため、「迅速性評価」の配点を図ー4に示されているように20点から10点に引き下げるようになった。

また、事業完遂の確実性を期すため、「事業計画の実行面」に関する配点を20点から25点に引き上げ、「電力安定供給・サプライチェーン形成」を重視する視点から、「電力安定供給」の項目名称を「電力安定供給・サプライチェーン形成」に変更した上で、評価点を20点から25点に引き上げることとした。

7. 残された課題

以上から、三菱商事撤退という衝撃を受けて、政府は迅速に問題の原因を分析し、そこから対処策を導き出し、実行に移しつつあるといえる。残る課題は、公募における供給上限額と下限額をどの水準に設定するかである。

インフレ時代におけるコスト構造を反映できなければ最悪の場合、欧州と同様に応募者が現れないという事態に陥る恐れもある。欧州は2022年から激化したインフレに対応して、迅速に支援額の水準を引き上げてきた。米国(東岸州)も物価変動スライド制を導入、英国はCfD価格(支援額)を67%引き上げた。

ドイツ政府もイギリスに倣ってCfDの導入を決定したが、その背景には、2025年8月の公募で応募する事業者がゼロになったという衝撃がある。日本はちょうど同時期に、上記の国々とは逆に第2・第3ラウンドの上限額を29円から19円(さらに18円)へと引き下げてしまった。物価スライドの導入も否定した。インフレがいかに事業に深甚な影響を与えるかという認識が、薄かったのではないかな。

政府も言及しているように、日本の洋上風力産業はまだ黎明期にある。経済学的に言えばまだ支援なしでは自立できない「幼稚産業」である。幼稚産業が成長して自立できるようになるまでは政府の支援が必要だが、経済学的には期間限定であれば政府支援は正当化しうる。洋上風力産業は、それ自身が部品点数1万点という裾野の広い産業であり、経済波及効果の大きい重要な産業分野である。加えて、送電網などのインフラの整備、基地港湾やSEP船を活用した大規模な建設工事を要する点でも、波及効果がきわめて大きい産業である。

気候変動対策としてだけでなく、日本に新しい産業を創出するという点で大きな意義があり、インフレ時代に対応しうる支援制度の再構築が望まれるところである。